

静岡県教育委員会

会議録

平成 26 年度 第 1 回定例
4 月 2 日（水）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 4 月 2 日に教育委員会第 1 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 26 年 4 月 2 日 (金)	開会	14 時 15 分
			閉会	16 時
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	委 員 長	加 藤 文 夫	
		委員長職務代理者	溝 口 紀 子	
		委 員	高 橋 尚 子	
		委 員	斉 藤 行 雄	
		委 員	興 直 孝	
		委 員 (教育長)	安 倍 徹	
	事務局 (説明員)	山 崎 泰 啓	教育次長	
		水 元 敏 夫	教育監	
		池 田 和 久	事務局参事兼教育総務課長	
		高 橋 雄 幸	健康安全教育室長	
		山 本 知 成	教育政策課長	
		中 川 好 広	情報化推進室長	
		平 松 明 子	人権教育推進室長	
		河 野 康 裕	財務課長	
		杉 山 和 幸	福利課長	
		林 剛 史	義務教育課長	
		渋 谷 浩 史	高校教育課長	
		渡 邊 浩 喜	特別支援教育課長	
		北 川 清 美	社会教育課長	
		増 田 曜 子	文化財保護課長	
		福 永 秀 樹	スポーツ振興課長	
		石 井 宣 明	静岡教育事務所長	
		渡 邊 聡	静岡西教育事務所長	
		赤 石 達 彦	埋蔵文化財センター所長	
		谷 野 純 夫	中央図書館長	
		杉 本 寿 久	総合教育センター所長	
		岸 端 正 之	焼津青少年の家所長	
		荒 川 義 則	観音山少年自然の家所長	
		齋 藤 祐 幸	富士山麓山の村所長	
		羽 田 明 夫	義務教育課人事監	
		長 井 利 樹	高校教育課参事	

4 その他

(1) 第1号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項1～5は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、斉藤委員、興委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第1号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議
はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第1号議案を非公開とする。

報告事項1 平成26年度教育委員会事務局所属長等

委 員 長： 報告事項1頁「報告事項1 平成26年度教育委員会事務局所属長
等」について、各所属長より説明願う。

各 所 属 長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 監査結果に関する報告

委 員 長： 報告事項2頁「報告事項2 監査結果に関する報告」について、池田
教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 浜松商業高校では一昨年度から体罰が問題となっているが、この報告
にあるように教職員のわいせつ事案とプール事故も起こっており、問
題が多いように感じる。昨年度の後期に校長と面接をしたときにも提
案したが、浜松商業高校に対してはタスクフォース的に事務局でフォ
ローアップする体制が必要なのではないかと思う。事務局の今後の対
応方針について教えてほしい。

教 育 長： 人事配置の面で、学校運営の中核となることが期待される教職員を配
置したが、それ以外に組織を作るためのフォローアップについては考
えていない。今回の監査報告は、平成23年度のことであり、その後も
校長を中心に学校で組織的に不祥事根絶に向けて取り組んでくれてい

る。なお、今年度の体制について、学校訪問をして校長から報告を受ける予定である。

溝口委員： 今回の監査報告は平成23年度の事案とのことだが、学校として問題を抱えているように感じるので、責任を校長に押し付けるのではなく、皆で支えあっていく体制作りが大事だと思う。

興委員： このような事案を起こした教員への対応は処分として行われるが、なぜそのようなことが起こったのかという学校現場の問題は真摯に受け止めなければならない。当該教員への対応で終わってしまうのは、対応策として十全ではなく、問題が生じてきている背景を根本から捉えないと、正しい解決につながらない。

また、先ほどの説明で「監査課より、指導事項を除いて公表」とあったが、教育委員会に報告されることと事務局で対応できることがあり、このような問題を顕在化させることと、それに対する抜本的な対応策を講じていくことが、今後重要なことだと思う。

委員長： 監査報告を見ると、特定の学校に事案が集中しているように感じるが、それは学校の伝統や慣習に由来している可能性もあるので、それについては注意してほしい。また、問題を起こしたことについては、単に処分して済ませるのではなく、経過後3か月や半年でどのような改善がなされたのかを報告してほしい。

教育総務課長： 報告する。

委員長： 他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 天竜高等学校施設等の完成

委員長： 報告事項5頁「報告事項3 天竜高等学校施設等の完成」について、河野財務課長より説明願う。

財務課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 清流館高等学校にはエレベータを設置したとのことだが、校舎は何階建てなのか。

財務課長： 3階建てである。

興委員： エレベータの設置要件はどうなっているのか。

財務課長： ユニバーサルデザインの観点から、新築の場合は全ての学校でエレベータを設置している。今回は改修なので後付になるが、その場合には必ずエレベータをつけている。

興委員： 全ての人が使えるのか。

財務課長： そうである。

興委員： 耐震性能はどうか。

財務課長： 県立学校では、耐震補強は全ての学校で終わっている。

- 興 委 員： 耐震性能はどれくらいまで保証されているのか。
- 財 務 課 長： 本県では耐震性能について全国のレベルよりも高い基準を設けているが、それを全てクリアしている。
- 委 員 長： 開校式典はいつ行われるのか。
- 教 育 長： 2校とも来週である。天竜高等学校が4月7日、清流館高等学校が4月10日である。
- 溝 口 委 員： 興委員と天竜高等学校の式典に参加する。
- 委 員 長： 私は高橋委員と清流館高等学校の式典に参加する。他に異議はないか。
- 全 委 員： (特になし)
- 委 員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 平成26年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

- 委 員 長： 報告事項6頁「報告事項4 平成26年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要」について、渋谷高校教育課長より説明願う。
- 高校教育課長： <報告事項についての説明>
- 委 員 長： 質疑等はあるか。
- 溝 口 委 員： 裁量枠であるが、各校で採点方針等は違うのか。
- 高校教育課長： 各校ごとに定めており、中には調査書のみで審査する学校もある。作文や実技検査を組み合わせている学校もある。
- 溝 口 委 員： 体罰などの問題の中で、裁量枠が形骸化しているのではないかと感じる。なお、裁量枠の選抜で不合格となるのはどれくらいか。
- 高校教育課長： 裁量枠の受験者2,868人のうち2,411人が合格で、裁量枠では457人が不合格となった。なお、裁量枠で不合格となっても、共通枠で再度審査の対象となり、そこで合格する者もいる。
- 溝 口 委 員： 裁量枠の倍率はどれくらいか。
- 高校教育課長： 裁量枠だけで計算すると、1.19倍である。
- 委 員 長： 溝口委員が心配しているのは、裁量枠の生徒が部活動重視に偏りすぎて、学科教育にあまり興味を持っていないという問題があることだ。公立学校では学科教育が主であるはずだが、そうではなく部活動中心となっている事例がこれまでも見受けられた。
- 興 委 員： それは県内の事情なのか。
- 委 員 長： 体罰の調査などで学校現場に行ったとき、裁量枠で入学した生徒で、部活動には熱心だが他はそうでない者への指導の中で、体罰事案がいくつか見られた。そのため、教育委員には「裁量枠には問題があるのではないか」という認識がある。
- 溝 口 委 員： 委員長の説明に追加すると、選抜を受けて入学したにもかかわらず、裁量枠の生徒や部活動顧問の先生には「部活動を辞めることは学校を辞めること」という認識や思い込みがある。部活動だけが学校生活ではないし、しっかり選抜を受け、学業も両立しているはずなのに、入

学後に成績が下がっているのでは本末転倒である。本来の裁量枠の効果が得られているのか。

高校教育課長： 裁量枠については、皆さんに御意見を伺って実施してきている。委員長の御指摘のとおり、部活動中心という問題もあるが、それによって裁量枠全体が否定されるものではないと思う。例えば農業高校では、将来の農業後継者を対象に、意欲を審議して裁量枠の対象としている。そのような工夫もある。

なお、裁量枠についての評価であるが、昨年度、高校97校、中学校75校で裁量枠に関するアンケート調査を実施した。裁量枠について、高校では「現状のまま継続すべき」と「改善して継続すべき」の合計が66パーセントであり、「継続すべきでない」は11パーセントであった。中学校では「現状のまま」が77パーセント、「継続すべきでない」は7パーセントであった。また、「継続すべき」とした理由として、学校全体の活性化、学校の特色作りを挙げる声が多かった。中には「学業以外についても多面的に評価されて助かっている」、「選抜基準の不透明さを改善して継続すべき」、「事前選抜が疑われるので、そのような制度はないほうがよい」という意見もあった。平成27年度の入学者選抜に向けた課題として受け止め、検討していく。

興委員： 裁量枠の実施の中で問題があるのであれば、きちんと受け止めて手を打たねばならないが、そのような事案はあるのか。

教育長： 入試制度については、これまで変遷を重ねて現行制度に落ち着いてきている。ただ、制度に完全なものはなく、また長年続けていく中で必ず課題が出てくるものなので、制度を抜本的に変えていくのではなく運用面に出てきた課題を見直していきたいと思う。これまでも溝口委員から「学校裁量枠については見直してはどうか」という指摘をいただいて、昨年度にアンケート調査を実施したが、その調査を分析して今後の対応についても議論していきたい。

興委員： 制度全体についてデータを解析し、問題の指摘とその対応策について議論を進めてほしい。

委員長： 全体として「裁量枠を廃止するか、継続するか」の議論ではなく、個別に問題が起こった学校には、裁量枠での入試を一時中断してもらうなどしてはどうか。裁量枠の制度による癒着や一般的な選抜の生徒と裁量枠の生徒間でのいじめや対立、体罰の容認などの弊害が出た学校については、裁量枠を中止したり裁量枠での募集人数を制限したりすれば解決していくと思う。

溝口委員： 私も廃止を求めているのではないが、裁量枠の効果についてのエビデンスがなく、この選抜で学校にどれだけの成果があるのか疑問を感じている。

また、入口と出口は結びついていないといけませんが、出口ではどうであったのか。入口だけ入りやすくして無理な指導をするのではなく、入口と出口が一致して、生徒と学校が win-win の関係になるところに

裁量枠の意味があるので、それが見えるようにしてほしい。

高校教育課長： 高校教育課としても、裁量枠で入学した生徒が、高校生活の中でどう育まれたかを検証していく。ただ、裁量枠については、その地域の学校の特色を確保するという機能もあるので、そうした地域の声も反映しながら考えていかねばならない。平成27年度へ向けた課題としてとらえていく。

興 委 員： 確認だが、地域の特色については、校長に裁量権が委ねられているのか、それとも県の大きなグランドデザインに沿ってやるという枠の中の問題なのか。加藤委員長や溝口委員の御意見も一理あるが、制度論は全体に影響を与えるので、データをそろえて方針を出すことが重要である。拙速にならないように解析してくれることを期待している。

溝 口 委 員： 裁量枠の入学者選抜の質の面でも気になることがある。学校独自選抜で小論文を課した学校が「ゼロ」であるが、PISA型学力や情報を読み取る力や読解力が求められている今の時代に逆行している。意欲だけを評価するAO入試的な選抜もあるが、小論文を課す学校がないのは残念である。昨年から、裁量枠の問題の調査も始まっており、常に評価委員会を設けてフィードバックさせれば、制度が形骸化しないと思う。

委 員 長： 作文と小論文は似ているが、小論文は題材を決めてそれに向かって行われるのに対し、作文は自由に書いて内容が適っていればよいという理解でよいか。

高校教育課長： 作文は完全な自由ではなく、課題も与えられるが、理論立てというよりも自分の思いが評価されるところが小論文とは異なっている。

溝 口 委 員： 高校生にはデータを読み込むなどの複合的な力も求められている。

高校教育課長： 小論文での選抜も選択できるようにしてあったが、実際には選択しなかったということだ。

委 員 長： また実態を報告してもらい、その報告に基づいて議論したい。

高校教育課長： 改めて報告する。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 県内文化財の重要文化財指定

委 員 長： 報告事項8頁「報告事項5 県内文化財の重要文化財指定」について、増田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 全てを修復したとのことだが、修理費は県費で負担したのか。

文化財保護課長： 今回の修復には2年間で1,500万円程度の費用がかかっており、県で修復費用の約半分を補助している。

興 委 員： 残りはどうか。

文化財保護課長： 県以外に市からの補助もあり、残りは檀家や方廣寺で支出している。

興 委 員： 国の重要文化財に指定されると、今後の補助はどうなるのか。

文化財保護課長： 国から半分、県で残りの3分の1を負担するようになる。

興 委 員： 重要文化財に指定されたことによる維持管理費用の負担はどうか。

文化財保護課主幹： この文化財については、災害に対する措置が台座等についていないため、台座等の免震工事をする際には、国から補助金が出ることになる。

溝 口 委 員： 一般客に広く見てもらえるような仕掛けは考えているのか。

文化財保護課主幹： 秋に公開事業として、文化財の近くで見学ができるような企画を考えている。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 報告事項5を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第1号議案 平成25年度永年勤続者表彰被表彰者（追加）の決定

非公開

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成26年度第1回教育委員会定例会を閉会とする。